

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	美容師法	法令の番号	昭和32年法律第163号			
手 続 名	美容所の閉鎖命令	根 拠 条 項	第15条第1項			
処 分 基 準	<p>美容所の開設者が、次の各号の一に該当する行為を行ったとき、知事は期間を定めて当該美容所の閉鎖を命じることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 美容師である従業者が常時2人以上である美容所に管理美容師を置かなかつたとき。 2 美容所について講ずべき以下の措置を講じなかつたとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 常に清潔に保つこと。 (2) 消毒設備を設けること。 (3) 採光、照明及び換気を十分にすること。 (4) その他、県が条例で定める衛生上必要な以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> 作業室の面積は9.9m²以上あること。 作業室の面積に応じて適当な広さの待合所を設けていること。 作業椅子の数の上限は、作業室の面積が9.9m²であるときは2脚、9.9m²以上3.3m²を増すごとに1脚を加えた数とする。 美容所内は清掃及び消毒を適切に行い、常に清潔であること。 室内の空気を汚染するおそれのある燃焼器具を使用する場合は、換気設備を設けていること。 消毒済の器具、布片等を未消毒のものと区別して保管する設備を設けていること。 定期的にねずみ及びごん虫駆除を行うこと。 3 美容師でない者又は法第10条第2項の規定による業務停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたとき。 4 当該美容所において業を行う美容師が、美容の行を行う場合に講ずべき以下の措置を講じなかつたとき。ただし、当該美容所の開設者が、美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 皮膚に接する布片及び皮膚に接する器具を清潔に保つこと。 (2) 皮膚に接する布片を客1人ごとに取り替え、皮膚に接する器具を客1人ごとに消毒すること。 (3) その他、県が条例で定める衛生上必要な以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> 手指の爪は、常に短くし、客1人ごとに作業着手前に手指を石けんその他の洗剤で洗うこと。 作業中は、清潔な作業衣を着用し、かつ、必要に応じてマスクを使用すること。 首巻き、まくら当て等に紙製品を使用するときは、客1人ごとに新しいものと取り替えること。 客用の掛布等は、清潔なものを使用すること。 作業に伴って生じたくず毛及び汚物は、その都度清掃し、ふたのある毛髪箱又は汚物箱に入れること。 そり毛に用いる石けんその他これに類するものは、客1人ごとに新しいものと取り替えること。 薬品、化粧品等は、安全なものを適正に使用すること。 消毒済の器具、布片等は、未消毒のものと区別して保管すること。 美容所外で作業をするときは、消毒器具及び薬品を携帯すること。 <p>なお、「閉鎖処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要があり、処分基準を一律に定めることは困難である。</p>					
対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目 次 NO